

阿波市がんばる企業応援補助金交付要綱

平成31年4月25日

告示第56号

改正 令和2年3月30日告示第39号

令和2年6月9日告示第83号

令和4年1月7日告示第1号

令和5年3月24日告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、産業振興の基盤となる市内中小企業者等を支援することにより、阿波市中小企業振興基本条例(平成30年阿波市条例第33号)第1条に規定する「地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ること」を目的として、予算の範囲内で補助金を交付する阿波市がんばる企業応援補助金(以下「補助金」という。)について、阿波市補助金交付規則(平成17年阿波市規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、別表に掲げる者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者(以下「中小企業者等」という。)又はその2者以上の者が構成した団体及び協同組合等(以下「組合等」という。)のいずれかに該当すること。
 - (2) 法人の場合は、本市内に事業所を有すること。また、個人の場合は、本市内に住所及び事業所を有すること。ただし、補助金の交付を受けようとする個人が阿波市商工会の会員である場合は、本市内に住所を有するものとみなす。
 - (3) 本市の市税等を滞納していないこと。(法人の場合は、代表者個人も含む。)
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。(法人の場合は、代表者個人も含む。)
 - (5) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。(法人の場合は、代表者個人も含む。)
 - (6) 許認可等が必要な業種を営んでいる者の場合は、当該許認可等を受けていること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する事業所を有する者は、前項第1号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 阿波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成22年阿波市条例第19号)第3条に規定する区域にある事業所
 - (2) 阿波市工場立地法地域準則条例(平成30年阿波市条例第8号)第3条に規定する区域にある事業所
 - (3) 本市と企業立地に関する連携協定等を締結し設置した事業所であって、操業開始後3年以内のもの
- (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 交付申請日が属する年度内において実施され、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の支払が当該年度内に完了するもの
 - (2) 補助対象経費に対する国、本市以外の地方公共団体、公益法人等の補助金等又は本市の他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定のないもの
 - (3) 第1条に規定する補助金の交付の目的に照らして不適当と認められる事業でないと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する事業は、補助対象事業とならないものとする。
- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる中分類一一農業(小分類十四一園芸サービス業を除く。)に属する事業所の業務の遂行に通常必要と認められる事業
 - (2) 同一会計年度内において、伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付要綱(令和2年阿波市告示第32号)第1条に規定する伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金の交付を受けている又は受ける予定のある事業
 - (3) 本市外の事業所又は申請者以外の事業所を対象とした事業
 - (4) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業等)
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表に掲げる事業区分の事業継続特別支援に該当する場合において、市長が必要と認めたときは、補助金の交付を行うことができる。
- (補助対象経費)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除くものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象事業ごとに、補助対象経費の総額に補助率を乗じて得た額と補助限度額のいずれか低い額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる事業区分の事業継続特別支援に該当する場合は、一律に補助限度額を交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業の着手前に阿波市がんばる企業応援補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 経費内訳書(様式第4号)
 - (4) 誓約書兼同意書(様式第5号)
 - (5) 補助対象事業の概要が分かる書類
 - (6) 補助対象経費に係る見積書の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる事業区分の創業に係る事業を実施する者のうち、創業前又は創業後間もないため事業計画書(様式第2号の1)に掲げる書類を添えて交付申請書を市長に提出することができない者は、別途市長が指定する日までに市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者は、実施期間が年度をまたぐ補助対象事業(以下この項において単に「事業」という。)については、事業が完了する年度において速やかに補助金の交付申請を行うものとする。この場合において、補助対象者は、事業着手前にその旨を市長に報告しなければならない。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる事業区分の事業継続特別支援又は小規模事業者経営改善資金利用者支援に該当する場合は、補助金による支援を必要とする事象が発生した後に、交付申請書及び別途市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、交付申請書及びその添付書類の内容を審査し、補助金交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは条件を付することができるものとする。
- 3 市長は、補助金交付の適否を決定したときは、速やかに阿波市がんばる企業応援補助金交付決定通知書(様式第6号。以下「交付決定通知書」という。)又は阿波市がんばる企業応援補助金不交付決定通知書(様式第7号)により当該補助対象者に通知するものとする。
- 4 同一会計年度において、同一補助対象者が補助金の交付を受けることができる額は、合計30万円までとし、各事業区分ごとの補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げる事業区分の事業継続特別支援に該当する場合は、この限りでない。

(助言)

第7条 市長は、補助金交付の適否を決定するに当たり、必要があるときは中小企業の支援に関し識見を有する者に助言を求めることができるものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 第6条の規定による交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更するときは、軽微な変更を除き、阿波市がんばる企業応援補助金変更承認申請書(様式第8号。以下「変更承認申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書(様式第2号)
 - (2) 変更後の収支予算書(様式第3号)
 - (3) 変更後の経費内訳書(様式第4号)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による軽微な変更とは、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更のみであって、経費の費目及び交付決定を受けた補助金の額の変更を伴わないものをいう。
 - 3 市長は、第1項の規定による補助事業の変更承認申請を受理したときは、変更承認申請書及びその添付書類の内容を審査し、適當と認めたときは、阿波市がんばる企業応援補助金変更承認通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。
 - 4 市長は、前項の場合において補助事業の変更の目的を達成するため、必要があるときは交付決定の内容を変更し、又は新たな条件を付することができるものとする。

- 5 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、阿波市がんばる企業応援補助金中止(廃止)承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認申請を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、阿波市がんばる企業応援補助金中止(廃止)承認通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。
- 7 市長は、第3項及び前項の規定による審査の上、補助事業の変更、中止若しくは廃止を不適當と認めたときは、阿波市がんばる企業応援補助金変更(中止・廃止)不承認通知書(様式第12号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い期日までに阿波市がんばる企業応援補助金実績報告書(様式第13号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 経費内訳書(様式第4号)
 - (2) 収支決算書(様式第14号)
 - (3) 補助事業の支出関係を証明する書類の写し
 - (4) 補助事業の実施状況写真又は成果物等
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する場合において、第5条第2項に規定する者は、市長が必要と認める書類を市長に提出した日又は補助事業完了の日のいずれか遅い日を補助事業完了の日とみなすものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる事業区分の事業継続特別支援又は小規模事業者経営改善資金利用者支援に該当する場合は、実績報告書の提出を省略することができる。(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、実績報告書及びその添付書類の内容を審査し、必要があるときは現地調査等を行い、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、阿波市がんばる企業応援補助金確定通知書(様式第15号。以下「確定通知書」という。)により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる事業区分の事業継続特別支援又は小規模事業者経営改善資金利用者支援に該当する場合は、第6条に規定する補助金の交付決定と同時に補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による確定通知書を受けた補助事業者は、阿波市がんばる企業応援補助金請求書(様式第16号)により市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この告示又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正行為があったとき。
- (4) 補助事業の実施方法が適正でないと認めたとき。

(関係書類の整備及び保管)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(状況の報告)

第14条 市長は、補助金の交付後5年間を目途に、必要があるときは、補助事業者に補助事業の状況報告を求めるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日告示第39号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月9日告示第83号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年1月7日告示第1号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日告示第29号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条—第6条、第9条、第10条関係)

事業区分	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
創業	市内での創業に係る店舗又は事業所の開設、業務に要する設備又は備品の購入、販路開拓を目的とした広告宣伝	市内で創業しようとする個人、中小企業者等又は組合	工事費、修繕費、不動産取引手数料(店舗又は事業所に係るものに限らず5年を経過しない者を含む。)であつて、当該創業に当たり、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を交付された者	3分の2	30万円	(1) 補助対象者のうち、過去に同一の事業区分で補助金を交付された者を除く。 (2) 住居を兼ねる店舗又は事業所の場合、住居部分に係る各種経費は補助対象外とする。
事業承継	市内での事業承継に係る店舗又は事業所の改修、業務に要する設備又は備品の購入、販路開拓を目的とした	市内で事業承継した個人、中小企業者等又は組合等	工事費、修繕費、各種変更登記に係る経費、設備・備品購入費、印刷製本費、広告宣伝費、交通費、宿泊費等	(1) 2分の1 (2) 補助対象者	30万円	(1) 補助対象者のうち、過去に同一の事業区分で補助金を交付された者を除く。

	広告宣伝	等	法(平成25年法 律第98号)第2 条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を交付された者は3分の2		く。 (2) 住居を兼ねる店舗又は事業所の場合、住居部分に係る各種経費は補助対象外とする。
新分野進出	現在行っている事業とは異なる新分野に進出する取組	中小企業者等又は組合等	工事費、修繕費、各種手続に係る手数料等	2分の1	20万円 現在行っている事業から、日本標準産業分類に掲げる大分類をまたぐ分野に進出する取組を補助対象とする。
販路開拓	自社の製品、技術、サービス	中小企業者等又は組合等	出展料、小間装飾料、備品	2分の1	10万円

	ス等の販路開拓を目的とした徳島県外の展示会、見本市等の出展や徳島県外企業への訪問型営業活動		使用料、運搬費、交通費、宿泊費等			
ウェブサイト開設	自社ウェブサイト・HPの新設	中小企業者等又は組合等	委託料、独自ドメイン取得費等	2分の1	10万円	
人材確保	合同企業説明会への出展や大手求人サイト及び求人誌への掲載、人材紹介事業者の活用等人材確保に向けた取組	中小企業者等又は組合等	出展料、備品使用料、印刷製本費、運搬費、交通費、宿泊費、求人サイト・求人誌掲載料等	2分の1	10万円	
人材育成	業務に関する資格試験受験や研修受講の奨励、社員研修実施等人材育成に向けた取組	中小企業者等又は組合等	受験料、受講料、交通費、宿泊費、報酬、委託料等	2分の1	10万円	
生産性向上	生産性向上に直接的に寄与する設備の導入、業務効率	中小企業者等又は組合等	設備導入費、システム構築費、技術導入費、委託費、	2分の1	10万円	(1) 汎用性が高い設備等の導入を除く。

	化を目的としたICTツールの導入		運搬費等			(2) 既存設備等の更新を除く。
産業財産権取得	産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の取得に係る出願	中小企業者等又は組合等	出願料、委託料等	2分の1	10万円	
観光客誘致	民宿・民泊・土産・飲食店等の公衆無線LANネットワーク整備やクレジットカード及び電子マネー決済の導入、インバウンド対応環境の整備等観光客誘致に向けた取組	中小企業者等又は組合等	工事費、機器購入費、報酬、委託料、通訳・翻訳料等	2分の1	10万円	公衆無線LANネットワーク整備は、キャリアフリーかつ無料で接続できる環境に限る。
広告宣伝	チラシ・パンフレット・カタログの作成、パッケージデザインの刷新、インターネット広告	中小企業者等又は組合等	印刷製本費、広告宣伝費、インターネット広告料等	2分の1	5万円	
事業継続特別支援	日本国内で大規模な自然災害の発生、疫	本市と企業立地に関する連携協定等を締結	緊急事態発生時の事業継続に必要とする	—	従業員数5人(パート従業員等)	

	病の流行等、緊急事態が発生した場合において、事業を継続するため市長が必要と認めた取組	結し設置した事業所であって、操業開始後3年以内のもの	経費であつて、市長が必要と認めた経費		を含む。)以上の事業所 従業員数 10人(パート従業員等を含む。)以上の事業所 50万円 従業員数 20人(パート従業員等を含む。)以上の事業所 80万円 従業員数 40人(パート従業員等を含む。)以上の事業所 100万円	
小規模事業者経営改善資金利用者支援	小規模事業者経営改善資金(設備資金に限る。)を利用した取組	阿波市商工会	小規模事業者会長の推薦を受け、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金	100分の1	10万円	融資日から6箇月以内に補助金の交付申請のあったものに限る。

		(設備資金に 限る。)を利用 した者				
--	--	--------------------------	--	--	--	--